

八戸市被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱

制定：平成 24 年 1 月 11 日
改正：平成 24 年 1 月 27 日
改正：平成 24 年 5 月 14 日
改正：平成 25 年 5 月 28 日
改正：平成 26 年 4 月 30 日
改正：平成 27 年 4 月 30 日
改正：平成 28 年 5 月 19 日
改正：平成 29 年 5 月 1 日
改正：平成 30 年 5 月 1 日
改正：平成 30 年 10 月 17 日
改正：平成 31 年 4 月 1 日
改正：令和 2 年 4 月 1 日
改正：令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）によりその生活基盤である住宅に著しい被害を受けた市民等が、被災した住宅に替えて耐震性能又は省エネルギー性能に優れた住宅を新築等することが、住環境の改善及び安全で安心なまちづくりに寄与するものであることから、これらの住宅の新築等に要する経費について、令和 3 年度の前年度の範囲内で八戸市被災者住宅再建支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、被災住宅（震災により被害を受けた住宅をいう。以下同じ。）について、全壊、大規模半壊若しくは半壊のり災証明書が交付されている者若しくは東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に伴い指定された避難指示区域内に原発事故が発生した当事者居住して被災し、その旨を示す被災証明書が交付されている者（以下「被災者」という。）又は被災者と同居する予定のある親族である者であって、第 5 条の規定による仮受付（エントリー）（以下「エントリー」という。）を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 被災住宅が滅失していない者（ただし、市長がやむを得ないと認める事情により補助対象者が被災住宅を倉庫、車庫等の用途に使用する場合その他特段の事情があると市長が認めた場合を除く。）
- (2) 過去に本補助金の交付を受けている者
- (3) 震災による住宅の被災又は原発事故による被災を住宅再建の直接の動機としない者
- (4) 地域型住宅グリーン化事業の補助又は、省エネルギー住宅を対象として国費が充当される他の補助制度を受けている又は受ける見込みである者

(対象住宅等)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、一戸建の専用住宅又は併用住宅であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者により当市内に住宅再建（被災住宅に替えて住宅を新築し又は新築住宅（未入居で、かつ、完成後1年以内の住宅をいう。以下同じ。）を購入することをいう。以下同じ。）されるものであること。
- (2) 住宅性能表示制度等による耐震等級が2以上又は断熱等性能等級が4であること。
- (3) 住宅部分の床面積は、50㎡以上であること。
- (4) 令和3年4月1日以後に着工した、又は着工する予定のある住宅（新築住宅を購入する場合にあつては、同日以後に売買契約を締結した、又は締結する予定のある住宅）であつて、すでに引渡しを受けている、又は令和4年3月31日までに引渡しを受ける見込みのあるものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令を遵守していること。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は住宅再建に要する経費（設計、造成工事、外構工事及び各種申請等に要する経費並びに被災住宅の解体に要する経費は除く。）とし、補助金の額は補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い額以内の額とする。

(仮受付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ八戸市被災者住宅再建支援事業仮受付（エントリー）申請書（別記第1号様式）に災証明書（原発事故の被災者にあつては、被災証明書）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定によるエントリーの受付期間は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までとする。
- 3 エントリーは申請順に受け付けるものとし、市長が別に定める予定枠数に達した場合は締切り前であっても受付を終了するものとする。
- 4 第1項の申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後において、補助金の申請を取り下げるときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、前条の規定によるエントリーを受けた後、令和4年1月31日までの間に、八戸市被災者住宅再建支援事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認申請書（第1面から第5面まで）の副本及び設計図書（案内・配置・各階平面図）の写し
- (2) 建築確認済証の写し
- (3) 工事請負契約書及び工事の内訳が分かる書類又は売買契約書及び契約の内訳が分かる書類の写し
- (4) 設計住宅性能評価書等、耐震等級が2以上又は断熱等性能等級が4であることが証

明された書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定した場合は八戸市被災者住宅再建支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、また、補助金の交付を決定しなかった場合は、八戸市被災者住宅再建支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により同条の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合でも、補助金の交付要件を満たしていないことが明らかになったとき、又は第10条の規定による実績報告が同条の規定による期限までに提出されなかったときは、当該交付の決定を取り消すことができるものとする。

(交付の辞退)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた後において補助金交付を辞退するときは、速やかに八戸市被災者住宅再建支援事業補助金辞退届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(内容の変更)

第9条 申請者は、第7条第1項の規定による交付決定通知を受けた後、その交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ八戸市被災者住宅再建支援事業補助金交付変更申請書（別記第6号様式）に第6条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、八戸市被災者住宅再建支援事業補助金交付変更決定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助金の交付決定に係る住宅の引渡しを受けたときは、八戸市被災者住宅再建支援事業実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法上の完了検査済証の写し（住宅再建に係る住宅が建築確認の対象外である場合を除く。）

(2) 完成後又は取得後の外部写真2枚程度

(3) 被災住宅の滅失が確認できる書類の写し又は被災住宅を倉庫、車庫等の用途に使用する旨の確約書（別記第9号様式）（第2条第2項第1号ただし書き後段の適用を受ける場合を除く。）

(4) 住宅再建後の住宅（以下「再建住宅」という。）への転居者全員分の住民票の写し

(5) 再建住宅の登記事項証明書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出が令和4年4月1日以降となる場合は、前項の規定にかかわらず、

八戸市被災者住宅再建支援事業延長承諾願書（別記第 10 号様式）を提出し、市長の承諾を得なければならない。

- 3 市長は、前項の八戸市被災者住宅再建支援事業延長承諾願書を受理したときは、その内容を審査の上、八戸市被災者住宅再建支援事業延長承諾書（別記第 11 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了の確認及び補助金の確定）

第 11 条 市長は、前条第 1 項の八戸市被災者住宅再建支援事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により事業の完了を確認した上で補助金の額を確定し、八戸市被災者住宅再建支援事業補助金確定通知書（別記第 12 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、その受理した日から 14 日以内に八戸市被災者住宅再建支援事業補助金交付請求書（別記第 13 号様式）を市長に提出するものとする。

（交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 11 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。